

概要

地域包括ケアを支える重要な訪問介護サービスを維持することを目的として、中小規模の訪問介護事業所等におけるサービス提供にかかる移動経費（電動アシスト自転車購入に要する費用）の一部を補助します。

対象事業所

交付申請日時点で都内において訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている事業所 **※1法人あたり最大10事業所まで**

ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上（★）かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除く。

また、業務継続計画（BCP）を策定していることが要件となります。

（★）事業所数の数え方の例

都内訪問介護を5事業所＋都内訪問看護を5事業所 運営している場合⇒対象事業所の合計が5事業所

都内訪問介護を9事業所＋他県訪問介護を1事業所指定 運営している場合⇒対象事業所の合計が9事業所

補助対象経費

・電動アシスト自転車の購入経費を**1事業所あたり最大15万円（＝補助基準額20万円×補助率3/4）まで補助**します。

⇒リース契約は対象外です。

⇒防犯登録を行うこと、自転車安全基準に適合していることが要件です。

・補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
＝補助対象期間内に支払いが完了しているものに限ります。

例：支払いが令和7年3月31日以前又は令和8年4月1日以降に行われたものは対象外

要綱、Q&Aも
ご参照ください

☆申請は事業所単位で行います。